

日本マス・コミュニケーション学会第 35 期第 4 回研究会（理論研究部会企画）

「いま、あらためて放送法を考える」

日 時 : 2016 年 4 月 1 日（金） 午後 7 : 30～

場 所 : 上智大学 大阪サテライトキャンパス

大阪市北区豊崎 3-12-8

http://www.sophia.ac.jp/jpn/info/access/accessguide/osc_access

報告者 : 鈴木秀美（慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所副所長 教授）

討論者・進行 : 音 好宏（上智大学メディア・ジャーナリズム研究所長 教授）

企画の意図

本年 2 月 8 日、高市総務相が、今国会において「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返した場合、放送法違反を理由に放送局に電波停止を命じる可能性」について言及した。そして菅官房長官、安倍総理もこの発言を踏襲あるいは容認する発言をしている。これに対し放送ジャーナリズムに携わるジャーナリスト等が記者会見を開いて声明を発表するなど、放送法をめぐる論議は俄かに活発化している。

そもそも放送法は、放送が戦争に協力した戦前の反省に立ち、国や政治の干渉を防いで放送局が自律的に放送を運用することを可能とするため、1950 年に制定されたものである。同法に明文化される「放送番組編集の自由」は、日本国憲法 21 条の表現の自由につながるものである。

いま、放送法に関する理論が盛り上がる背景には、2000 年以降における放送局に対する政府の行政指導の急増がある。また昨年 4 月には自民党情報通信戦略調査会による NHK とテレビ朝日の幹部の事情聴取もあった。これに対して「政権党による放送への圧力である」との批判もある。

こうした事情を受けて今回は、放送法の専門家である慶應義塾大学の鈴木秀美教授を報告者に迎え、「政治的公平」など放送法が番組編集の基本方針として定める 4 つの編集準則の位置づけ、番組内容を理由に国が放送局を処分することの可否、放送が政府から独立した規制機関によって運用される先進諸外国とは異なる日本の放送行政の特殊性など、様々な論点に踏み込んで議論をしていきたい。

なお、今回の研究会は、上智大学メディア・ジャーナリズム研究所「関西メディア・ジャーナリズム研究会」との共同開催とするため、参加希望者の事前登録制とします。希望者は、3 月 25 日（金）までに上智大学・渡邊久哲 kyutetu@sophia.ac.jp までメールでお申し込みください。